

## 特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

長崎県知事認証の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の規定により、以下の法人の設立の認証を取り消しました。

法人名

特定非営利活動法人 新上五島蒼潮会・五島ネットワーク

主たる事務所の所在地

南松浦郡新上五島町浦桑郷 1382 番地

代表者

坂田 有史

認証年月日

平成16年10月6日

取消年月日

平成26年1月18日

取消し理由

特定非営利活動法人においては、法第29条及び長崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年長崎県条例第27号）第5条の規定により、事業報告書等の書類を毎事業年度初めの3月以内に提出しなければならないとされている。

しかし、特定非営利活動法人 新上五島蒼潮会・五島ネットワークは平成20年度の事業報告書等の提出（平成22年2月18日受付）を最後に、それ以降提出しておらず、法第43条第1項の規定する取消要件（3年以上にわたって法第29条の規定による事業報告書等の提出が行われていないとき）に該当する。

根拠法令

特定非営利活動促進法第43条第1項